

外国貿易特別円資金特別会計と 解散団体収入金特別会計による解散団体財産処理

柴田 善雅

Disposal Measures of Dissolved Organizations' Properties by the Foreign Trade Special Yen Fund Special Account and the Special Account of Income from Dissolved Organizations' Properties

Yoshimasa SHIBATA

はじめに

1945年9月2日の日本の降伏調印後、連合軍司令部が日本で間接統治を開始した。日本を戦争に導いた旧体制の戦争指導者への処罰が占領目的に掲げられており、連合軍司令部は日本社会の民主化と非軍事化を強行した。戦争犯罪人として政治指導者を逮捕し1946年5月に極東国際軍事法廷を開き東条英機以下、政治指導者・軍人を訴追した¹⁾。1945年11月に会社解散制限を行ったうえで翌年5月7日に持株会社整理委員会を設立させ、同委員会に財閥解体を担当させた²⁾。1945年9月に植民地経済開発機関や戦時動員経済機関の事業を停止させ、翌年に特殊清算に移行させた³⁾。1946年11月3日に旧体制の法秩序の基幹をなす「大日本国憲法」を改正し「日本国憲法」を公布し、法律体系を大きく改めた。極東国際軍事法廷で訴追されなかった国内在住者についても、1946年2月に職業軍人等の公職からの追放を指令し、同時に超国家主義団体の解散、再結社禁止を指令し預金等の財産没収を行った。超国家主義団体の結社禁止と財産没収は連合軍司令部の懲罰的措置であり、少なくとも連合軍による占領体制が続く限り結社復活は困難となった。本稿は先行研究の豊富な財閥解体、閉鎖機関処理について言及するものではない。従来の戦後占領下の政治史研究では公職追放で充実している(増田 [1996]、[1998])。公職追放の該当者数が多く、それにより旧政治指導者等・官僚・軍人・政治結社活動家・言論人等の活動領域を一挙に狭めることにより、新たな人材の成長する場が与えられた。これが戦後社会に与えた影響が大きく、注目されてきたゆえんである。他方、公職追放と同時に同一政府機関が所管して進められた超国家主義団体の解散と財産没収処分についてはほとんど研究がない。解散団体の主要構成員も同時に追放された。解散団体指定された在日本朝鮮人連盟の資料集も参照できる(呉 [2009])。没収された解散団

体の農地等農業用資産の事後処分についてまとまった研究があるほか⁴⁾、没収された財産を巡る最高裁判所判決を分析した研究がある程度である(金沢[1966])。本稿は解散団体の指定と財産没収の規模・内容等を検証することで、その処分に当たった外国貿易特別円資金特別会計と解散団体収入金特別会計の設置と歳入歳出の特異な性格を特別会計制度論から立ち入って分析する。それにより解散団体の没収された財産処分の内実を明らかにすることを課題とする。なお特別会計制度としての解説は大蔵省財政史室[1984]がある。外国貿易特別円資金特別会計と解散団体収入金特別会計の歳入歳出規模が小さくさほど関心を呼ぶものではなかった。貿易関係特別会計との関連が当然ながらありえる。繰入先の貿易資金特別会計については通商産業省[1990]の説明が詳細であるが、実際には外国貿易特別円資金特別会計からの繰入がなされなかったため言及されることはない。本稿では解散団体とその財産構成の内容を把握することで、解散団体財産処分の実態の解明を試みるものであり、財政制度史的分析のみならず、超国家主義団体等の解散に伴うその財産処分による懲罰という政治史的分析の性格を併せ持つものである。

第1節 解散団体指定と財産処分方針

1. 解散団体指定命令

1945年9月2日日本降伏文書調印により連合軍の対日占領が開始された。同年9月22日に示された「降伏後における米国の初期の対日方針」によると、武装解除及非軍事化については、職業軍人以外にでも「超国家主義的及軍国主義的組織ノ指導者並ニ他ノ軍国主義及侵略ノ重要ナル推進者ハ拘禁セラレ将来ノ処分ノ為留置セラルベシ軍国主義及好戦的国家主義ノ積極的推進者タリシ者ハ公職及公的又ハ重要ナル私的責任アル如何ナル地位ヨリモ排除セラルベシ超国家主義的又ハ軍国主義的ノ社会上、政治上、職業上及商業上ノ団体及機関ハ解散セラレ且禁止セラルベシ」と規定し(大蔵省財政史室[1981]19-21頁)、敗戦前に活動していた超国家主義・軍国主義団体を解散させ存立を禁止した。この方針は連合軍総司令部の対日占領体制が固まると、1946年1月4日総司令部覚書「望ましからぬ人物の公職の罷免排除に関する覚書」により軍国主義者、極端な国家主義者、大政翼賛会(1940年10月12日結成、1945年6月13日解散)、翼賛政治会(1942年5月20日結成、1945年6月30日解散)、大日本政治会(1942年5月17日結成、1945年9月14日解散)の有力活動者ほかの公職からの排除を指令した(辻編[1966]34-35頁)。それに伴い同日ポツダム勅令「公職に關スル就職禁止、退職等ニ關スル勅令」により公職追放が開始され、旧軍人・旧政治指導者・旧行政機構高位役職者・旧戦時機関高位役職者等が公職から追われた⁵⁾。同時に連合軍総司令部より発せられた「政党その他諸団体廃止に関する覚書」で、以下に該当する団体の結社を禁止するとした。①占領軍に反抗または反対し、連合軍総司令官の命令を実行する日本政府の命令に抵抗または反対するもの、②海外における侵略的軍事行動を支持正当化するもの、③他のアジア民族、インドネシアあるいはマレー人に対する日本の指導権を僭称するもの、④日本において外国人の操業貿易または専門的職業に従事することを排斥するもの、⑤日本と諸外国との間の自由な文化

または知識の交換に反対するもの、⑥軍事訓練乃至同類似の訓練を施すものまた元陸海軍人に対し普通の民間人より特別の地位を与えるものまたは日本における軍国主義乃至尚武の精神を保全するもの、⑦暗殺その他テロ行為によって政策を変更させようとするものまたはかかる手段を尊ぶ伝統を謳歌乃至正当化するもの、と規定し、これに該当する団体を解散させ、再結社を禁止した。この覚書は超国家主義団体 27 団体を列記し解散を命令した（辻編 [1966] 35-36 頁）。解散命令を受けた 27 団体には大日本生産党（1931 年 6 月 28 日結成、1940 年 6 月 28 日解散）、大日本言論報国会（1942 年 12 月 23 日結成）、玄洋社（1881 年 2 月結成）、時局協議会（1936 年 12 月 15 日結成）、黒龍会（1901 年 2 月 3 日結成）、金鷄学院（1927 年 3 月 1 日結成）、国粋大衆党（1931 年 3 月 11 日結成、1942 年 6 月 19 日国粋同盟に改称）、大化会（1926 年 6 月結成）、東亜連盟（1939 年 10 月 8 日東亜連盟協会結成、1942 年 9 月 29 日解散、東亜連盟同志会に改組）、東方同志会（1942 年 5 月 23 日東方会が思想結社に改組）等が列記されていた（表 1）。また同年 2 月 23 日ポツダム勅令「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」により、翌日内務省告示で 45 団体に解散命令を発出し、併せて 75 団体に再結社禁止指定を行った。この 93 団体には大日本勤皇会、勤皇護国会、事変処理研究会、日本思想研究会（1931 年 7 月結成）、東南亜細亜民族解放同盟（1941 年 1 月 24 日結成）、東亜新秩序研究会、大東亜建設協会、大東亜青年隊（1941 年 3 月 16 日結成、1942 年 8 月 23 日解散）、大亜細亜協会（大亜細亜研究会と記載されているが修正、1933 年 8 月 1 日結成、1942 年 5 月 28 日解散）、対支同志会（1937 年 7 月 15 日結成）といった政治結社と思想結社のほか、北海国民道場（1937 年 2 月 11 日結成）、長崎創生会、佐賀県維新同志会といった地域結社も指定を受けた⁶⁾。これらは後述の財産没収指定団体となる。公職追放と超国家主義団体の解散は内務省調査部（1945 年 12 月 1 日設置、1946 年 8 月 7 日調査局設置、1947 年 12 月 31 日廃止）の所管で行われた⁷⁾。その後も内務省告示により超国家主義団体と認定した結社の解散命令が続いた。中には 1947 年 12 月 12 日解散命令を発した新鋭大衆党（1946 年 6 月設立）が含まれるが、実態は浅草の暴力団で、傘下に戦災者更生会と浅草厚生寮という組織を抱えており（堀 [2006] 291 頁）、3 組織とも後述の財産没収団体に指定された。これらの戦後結成された団体を含み 1950 年 12 月までに 233 の右翼団体が解散を命じられた（堀 [2006] 409 頁）。

2. 解散団体財産処分命令

連合国総司令部は解散団体所属財産について、1946 年 4 月 22 日覚書「解散団体の財産の管理に関する件」で指定団体の所有する財産を日本政府に管理させ、団体関係者による処分による現金化を阻止し、資産を保全した。さらに 10 月 29 日「解散団体の資金に関する件」で資金管理を行わせ、指定団体の資金を日本銀行における連合国総司令部勘定に繰入れ、資金の動きを止めた。ただし個別に資産解除請求がなされた場合には、1947 年 9 月 22 日連合国総司令部民間財産管理局発内務省宛覚書「解散団体の財産の許可に関する件」で⁸⁾、審査を経て認めたようである。このうちの連合国総司令部勘定が解散団体现金の日本銀行預金勘定である。1947 年 12 月 31 日に解散団体処理を所管していた内務省は廃止となり、翌 1948 年 1 月 1 日より暫定的に内務省解体後の所管業務

を主に移管して設置された総理庁内事局が所管し同局第二局が公職追放と解散団体処理を所管した(大霞会[1971]1012-1017頁)。その後、公職追放と解散団体の業務は同年2月15日設置の法務庁に再度移管され、同庁特別審査局が公職追放と解散団体を所管した。さらに1949年6月1日に法務庁は法務府に改組されたが同府特別審査局が所管した(内閣官房[1976]参照)。

1948年3月1日連合国総司令部覚書「解散団体所属財産の処分に関する件」により解散団体財産の処分方針が命令された⁹⁾。解散団体に所属する流通証券、受取勘定、動産、不動産その他の財産もしくは資産等の一切の財産に関する権利は、すべてこれを日本政府に対し、この覚書の日付をもって移管する。日本政府は1万円を超える過度の清算費用、贈与、貸付、金銭交付、承継団体への投資及び寄付金のすべてにつき調査を遂げ、これを回収する。これら団体に属する一切の財産の移転はすべて無効とする。日本政府に以下を命令する。①解散団体に所属する全財産を売却により処分する。②解散団体に所属する資産の売却を取り扱う機関を指定する。同機関は連合国総司令部民間財産管理局の承認を受ける。③この指令により日本政府に帰属する農地、農業用施設、農業用建築物その他農業用財産はすべて農地改革計画に従う。④解散団体の財産で現に病院もしくは学校により使用中のものはその使用を継続させる。そのほか処理に伴う多くの指示がなされた。

第2節 外国貿易特別円資金特別会計の設置と運用

1. 外国貿易特別円資金特別会計の設置

政府は解散団体の財産管理を行っていたが、その財産の処理方針を検討していた。国家管理貿易を經理していた貿易資金特別会計(1945年12月～1949年4月)は財源不足でを続けていた。同会計は歳入歳出外資金の貿易資金を運用することで国家貿易を所管していた。同資金の民間業者との貿易財の売買については、複数為替相場制を採用し、必需品輸入にはドル為替を廉価な優遇相場で売却し、不要と認定した商品には割高な相場で売却し、他方、輸出品には競争力のある商品には高めの相場を設定し、競争力の乏しい商品には低めの相場を設定していた。しかし輸入圧力が強いことため特別会計歳入歳出外資金の貿易資金は支払超過が続き、貿易決済に不足する資金を短期債務でつないでいた¹⁰⁾。同特別会計の財源確保策として解散団体の財産を繰り入れる方針が連合国総司令部より承認された。そして1948年8月3日に「外国貿易特別円資金特別会計法」が公布された。同法の提案理由説明によると¹¹⁾、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」を制定することとなったが、1946年「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する勅令」により、解散させた団体に属する財産を国庫に帰属させ、現金及び現金以外の財産の管理、処分等による収入金等により「外国貿易特別円資金」という資金を設置し、その資金を外国貿易のために使用するものとした。その資金については經理を明確にするため、特別会計を設置し、それに經理させることが適当であり、特別会計設置は法律制定を必要とするため、提案したと説明している。特別会計の実態法令を新たに制定する政令としているが、ポツダム政令は法律と同等の法的権限を有するため、法的整合性は取られている。

「外国貿易特別円資金特別会計法」によると、外国貿易特別円資金を置き、その歳入歳出を一般会計と区分する（第1条）。法務総裁が管理する（第2条）。同円資金は「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」（未制定）に基づいて国庫に帰属した現金（預金及び貯金を含む）、国庫に帰属した現金以外の財産の管理、処分による収入金及び附属雑収入を充てる。外国貿易特別円資金は貿易のために使用する（第4条）。但し、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」に基づく解散団体債務または当該団体の財産で担保される債務もしくは当該団体財産に関し生じた債務の支払いにも使用する（第4条第2項）。同資金を使用するときには貿易資金に繰り入れて使用する（第5条）。特別円資金で使用しなかった額を翌年度に繰り越す（第7条）。「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」施行日より施行する（附則第1項）。「自作農創設特別措置特別会計法」（1946年10月21日法律第44号）の附則に「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」に基づき国庫に帰属した財産を同特別会計の所属に移した場合には当該財産の価額に相当する金額を外国貿易特別円資金特別会計に繰り入れる条項を追加する（附則第3項）。以上のような規定の特別会計設置が確定した。

ポツダム政令「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」は同年8月19日に公布された。同令によると解散団体とは「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件」により解散した団体をいう（第1条）。解散団体が1945年8月15日以降に行った財産処分を無効とする、ただし公租公課の支払、使用人の給料、家賃、地代、電気料金、ガス料金等の支払い等はこの限りではない（第2条）。解散団体の動産、不動産、債権その他の財産は国庫に帰属し、これを目的とする留置権、先取特権、質権及び抵当権は消滅する（第3条）。解散団体の財産を占有する者がその財産の引渡をしないときは、法務総裁はその引き渡しを命令することができる（第5条）。解散団体の財産は法務総裁が管理する（第7条）。解散団体の財産を売却する場合の事務は解散団体財産売却理事会に行わせる（第7条第2項）。解散団体が法人であるときは、その解散登記を法務総裁の委嘱により行う（第8条）。解散団体財産のうち、農地、農業用施設、農業用建築物その他の農業用財産があるときは、農林大臣に所管換えしなければならない（第10条）。農林大臣は「自作農創設特別措置法」及び1938年4月2日公布「農地調整法」の規定する売渡対価を評価し同額の金額を自作農創設特別措置特別会計から外国貿易特別円資金特別会計に繰り入れる（第10条第2項）。解散団体の現金、預貯金または財産管理による収益金もしくは売却による売得金は、外国貿易特別円資金に繰り入れる。連合国最高司令官管理勘定として日本銀行に預け入れてある資金も同様とする（第13条）。個別の命令で解散した、財団法人大日本武徳会（1895年4月武徳会結成、1909年財団法人化、1942年改称）、財団法人武蔵住宅協会、財団法人協助会（1946年3月27日認可）を「政党、協会その他団体の結成の禁止等に関する政令」で解散させた団体とみなし、また大政翼賛会、大日本翼賛壮年団（1942年1月結成、1945年5月30日解散）、大日本興亜同盟（1941年7月6日結成）、大日本産業報国会（1940年2月23日結成、1945年9月30日解散）、農業報国連盟（1938年11月2日結成、1944年農業報国会に改称、1945年6月30日解散）、商業報国会（1940年11月20日結成、1945年6月30日解散）、日本海運報国団（1940年9月30日結成、1945

年解散)、大日本青少年団(1942年1月16日結成、1945年6月13日解散)、大日本婦人会(1942年2月2日結成、1945年6月13日解散)、大日本労務報国会(1942年6月2日結成、1945年6月13日解散)、財団法人国防機械化協会(1940年設置、1945年解散)、翼賛政治会、大日本政治会及びこれら関係団体、共同製靴株式会社、財団法人モーター普及会熊本支部、熊本県自動車技術研究所、財団法人海洋博物館を解散団体とみなす(第23条)。そのほか第28条で「外国貿易特別円資金特別会計法」の未制定の法令番号を埋める改正を加えた。こうして同令公布日に施行され併せて特別会計法も施行された¹²⁾。

法務庁は同年8月30日に、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」により1948年3月1日に財産が国庫に帰属した解散団体192団体を告示した。ここには1946年2月に解散を命令した団体と、再結社を禁止した75団体が含まれている。中には1927年7月に結社規約を配布したものの結社にまで至らなかった天剣党や(堀[2006]416頁)、数名が1930年に血盟しただけであり結社としての実態はなかったといわれる血盟団も列記され(堀[2006]131頁)、関係者ほかによる同一名結社の結成を阻止する目的でなされたものである。また既に解散済みの大政翼賛会、大日本政治会、大日本婦人会等も列記されていた。これらの解散団体指定は再結社を禁止する措置であるのみならず、比較的残余財産が豊富と看做されるこれら団体保有財産を没収し政府帰属に移す目的も含まれていた。そのほか1947年11月2日結成された日本反共連盟大鶴支部(1947年11月2日結成)も含まれており、戦後新設の結社であっても超国家主義団体と認定されれば解散団体に指定されたといえる(表1)。ただし同支部の財産は没収されなかった。

1948年8月14日の財産処分する解散団体指定後も解散団体指定は続いた。同年8月22日の日本天狗党(1945年12月10日結成、実態は暴力団)、11月1日千束救済会(旧戦災者救済会)、11月13日国本社(1924年結成、1936年6月4日解散)、1949年1月25日星桜塾が指定された¹³⁾。ただしこれらの団体は所属財産の国家帰属を行うという処理はなされず、解散処分と団体幹部の公職追放がなされただけであった。

2: 解散団体財産の内容

「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」公布時に政府が掌握していた解散団体財産の内訳を紹介しよう(表2)。合計160百万円、土地11百万円、建物40百万円、動産14百万円、資金88百万円、有価証券4百万円、債務36百万円となっている。債務を単純控除して123百万円となる。この資産のうち官公庁使用中15百万円、農業用財産4百万円であり、後者が先述のように自作農創設特別措置特別会計への所管換可能財産である。なお連合国総司令部は解散団体指定により当該団体の活動を停止させるため現金預金を接收した。連合国総司令部日本銀行勘定の金額は1947年6月15日現在で90,169,698.45円である¹⁴⁾。表2の資金総額を上回っており、接收して同勘定に取り込まれている現金預金は別枠と判断できる。この勘定残高も特別会計設置で繰入られる見込みであった。不動産の内訳は土地131件、344千坪、建物1,230件、75千坪である(表3)。このうち回収可能と処分確実のものとの他に別れ、土地256千坪、建物95千坪を売却可能と見

表1 財産政府帰属の解散団体

結社禁止指定日	団体名	結成年月日等
1948.2.10	愛国勤労党	1930.2.11 結成
1946.2.25	愛国社	1928.8.1 結成
同	愛郷塾	1931.4.15 結成、1940.9.18 解散
同	愛郷会	1929.11.23 結成
同	亜細亜青年社	告示は「アジア成年社」
同	亜細亜大陸協会	
同	青森県勤皇青年同盟	
同	中和勤皇まことむすび	
1948.2.10	大亜義塾	1932.2.5 結成
1946.2.25	大亜細亜協会	1933.8.1 結成、1942.5.28 解散
同	大直会	1944.10.21 結成
同	大亜拓土義塾	
同	大道塾	
1948.8.19 政令	大日本武徳会	1895.4 武徳会結成、1909.6 財団法人化、1942 改称、 1946.10 自主解散決定、1946.11 内務省解散命令
同	大日本婦人会	1942.2.2 結成、1945.6.13 解散
1948.2.10	大日本護国軍	1933.3.19 結成
1946.1.4 覚書、 1946.2.5	大日本一新会	1940.6.28 大日本生産党解散後の結成
1946.2.25	大日本経国連盟	1932.12.13 団体擁護聯合会加入、1941.7.6 大日本興亜 同盟加入
同	大日本勤皇同志会	1942.12.8 結成、1943.10.21 検挙、1944.3 結社禁止
同	大日本勤皇会	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	大日本興亜同盟	1941.7.6 結成
1946.2.25	大日本皇道会	1926.2.11 建国会結成、1942.7.1 改称
1948.8.19 政令	大日本労務報国会	1943.6.2 結成、1945 解散
同	大日本産業報国会	1940.2.23 結成、1945.6.13 解散
同	大日本政治会	1945.5.17 結成、1945.9.14 解散
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	大日本生産党	1931.6.28 結成、1940.6.28 解散
1948.8.19 政令	大日本青少年団	1941.1.16 結成、1945.6.16 解散
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	大日本赤誠会（大日本青年党を含む）	1936.10.17 大日本青年党結成、1940.11.3 大日本赤誠会 に改組、1944.9.4 解散
1948.2.10	大日本神兵隊（神兵隊）	1933.7.11 検挙
1948.8.19 政令	大日本翼賛壮年団	1942.1.16 結成、1945.5.30 解散
1946.6.25、 1946.9.25 閣令内務 省令	大日本猶興会	
1946.2.25	大東亜建設国民運動研究会	
同	大東亜建設協会	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	大東亜協会	
1946.2.25	大東亜青年同盟	1931.11.19 結成
同	大東亜青年隊	1941.3.16 結成、1942.8.23 解散
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	大東塾	1939.4.3 結成、1945.8.25 解散
1948.2.10	大統社	1926 結成
1946.2.25	叻同仁会	1901.6.16 設置、1945 解散
1948.2.10	独立青年社	1932.7 結成
1947.3.27 内務省令	越佐思想対策研究会	
1946.2.25	福島ひろぎ塾	
1948.1.28	原理日本社	1925.11 結成

1946.1.4 覚書、 1946.2.25	言論報国会	1942.12.23 結成、1945.6.13 解散、告示では「言論報国会」
同	玄洋社	1881.2 結成
1946.2.25	北海国民道場	1937.2.11 結成、告示では「北海道国民道場」
1947.4.16 内務省令 1946.2.25	兵庫県文化婦人会 一県勤皇運動	1938.2 頃結成
同	維新公論社	1927.8.14 結成、勤皇まことむすびと同一組織、 1944.3.15 結社禁止
同	一心塾	1934.4.19 結成
同	事変処理研究会	
同	直心道場	1934.1.1 結成
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	時局協議会	1936.12.15 結成、1936.12.21 の記載もあり
1946.12.6 内務省令	(財)助済会	
1946.2.25	香川勤皇まことむすび	
1947.3.25	海仁会(支部を含む)	1945 解散
1946.8.29	(財)借交社(支部を含む)	1877.2.15 結成、1924 財団法人化、1945 解散
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	鶴鳴荘	1931.3 結成
1946.6.25、 1946.9.25 閣令内務 省令	革新青年党	
1946.2.25	神風特攻後続隊	
1946.12.14 厚生運 輸内務省令	神奈川県労務協働会	
1947.4.1	惟神連盟	
1946.12.6 内務省令	(財)敬人会	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	建国会	1926.2.11 結成
1946.2.25	顕真塾	
1948.2.10	血盟団	結社の実態不明、1930 血盟
1946.12.6 内務省令	(財)錦城育英会	1946 大阪借交社の教育部門として設立
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	金雞学院	1927.3.1 結成
1946.2.25	勤皇護国会	
同	勤皇維新同盟	1932.2.11 結成、2.26 事件後自然解散
同	勤皇まことむすび	1939.3.20 結成、維新公論社と同一組織、1943.10.21 検 挙、1944.3.15 結社禁止
同	勤皇まことむすび茨城県事務局	
同	勤皇まことむすび京都地方事務局	
同	勤皇まことむすび岡山地方事務局	
同	勤皇まことむすび大阪地方事務局	
同	勤皇まことむすび津島道場	
同	興亜滅共連盟	1939.12.7 興亜滅共倶楽部結成、その後改称
同	興亜運動同志会	
同	皇道維新塾	
1947.10.28 内務省 令、1948.8.19 政令	公道製靴(株)	
1946.2.25	皇道翼賛青年連盟	1940.8.16 結成
同	皇国同志会	1937.9.20 結成
同	皇国運動同盟	
1948.8.19 政令	(財)国防機械化協会	1940 設立、1948 年政令では「機械化国防協会」
1946.2.25	国柱団	
同	国民生活研究所	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	黒龍会	1901.2.3 結成

外国貿易特別円資金特別会計と解散団体収入金特別会計による解散団体財産処理

同	国際反共連盟	1937.5.5 結成
同	国際政経学会	
1946.2.25	国策社	
同	国粋同盟	1942.6.19 国粋大衆党を改組
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	国粋大衆党	1931.3.11 結成、1942.6.19 国粋同盟に改称、堀 [2006] によるが、同書には別に 1942.7 改称の記載もあり
同	国体擁護聯合会	1932.12.13 結成
1946.2.25	小松勤皇まことむすび	
同	皇民実践協議会	
同	興南青年塾	1942.1 結成、1942.12.8 大日本勤皇同志会に改組
同	倉敷市勤皇まことむすび	
1948.1.31 総理庁厚生省令	(財)協助会	1946.3.27 認可
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	明倫会	1933.5.16 結成、1941.6.7 解散
1946.2.25	明倫会連合会	1941.11.17 結成
同	御植塾	1941.11.3 結成
同	水戸ひもろぎ塾	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	瑞穂倶楽部	1932.11 三六倶楽部結成、1938.1.1 改称
1946.12.6 内務省令	(財)武蔵住宅協会	
1946.2.25	長崎創生会	
同	南鵬会	1941.11.14 結成
1948.2.10	日本ファシズム連盟	1932.1.20 結成
1946.12.6 内務省令	(財)日本服装協会	
1948.8.19 政令	日本海運報国団	1940.9.30 結成、1945 解散
1947.3.25	日本鯉登同志会	1946.5.5 結成
1946.2.25	日本思想研究会	1931.7 結成
1947.3.25	日本すめら党 (日本皇道党)	1946.3.1 日本皇道党結成、同年 12 改称
1948.8.19 政令	農業報国連盟	1938.11.2 設立、1944 農業報国会に改称、1945.6.30 解散
1947.5.14 内務省令	農事振興会	
1946.2.25	岡山市勤皇まことむすび	
1947.12.6 内務省令	(財)大阪厚済協会	
1946.2.25 閣令内務省令	男建会	
1947.5.14 内務省令	(財)学務協会	
1946.2.25	佐賀県維新同志会	
同	政教社	1927.9.26 結成
同	聖明塾	
同	青年亜細亜同盟	1937.10.28 結成
同	聖戦完勝会	
1948.1.28	聖戦貫徹同盟	1938.9.5 結成
1946.2.25	聖戦明徴国民運動総本部	1941.1.25 結成
同	世界皇化会	
同	信濃ひもろぎ塾	
1948.1.28	神武会	1932.2.11 結成、1935.2.11 解散
1947.12.12	新鋭大衆党	1946.6 結成、実態は暴力団、戦災者更生会と浅草厚生寮を支配下に置く
1946.2.25	神農塾	1942.8.26 結成
同	振東塾	1940.10.22 結成、振東社の下部団体
同	振東塾	1934.1.8 結成、1940.1.22 東方会解散で結成、1941.3.7 解散
1948.1.31	士林荘	1928.9 頃結成
1946.2.25	至心寮	
同	紫山塾	1929.4 結成

1948.8.19 政令	商業報国会	1940.11.20 結成、1945.6.30 解散
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	尊攘同志会	1944.10 頃結成
1946.8.29	(財)水交社(支部を含む)	1876.3.21 結成、財団法人化、1945 解散
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	大化会	1923.6 結成
1948.1.31	大行社	1924.6.11 結成、1932.2 解散
1948.8.19 政令	大政翼賛会	1940.10.12 結成、1945.6.13 解散
1946.2.25	対支同志会	1937.7.15 結成
同	立山塾	
同	天柱塾	
同	天関打開期成会	1940.2.11 結成
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	天行会	1931.2 結成、1930.9 の記載も
1948.1.28	天照義団	
1948.2.10	鉄血社	1923.4.1 結成
1946.2.25	東亜協会	1937.10.2 結成
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	東亜連盟(東亜連盟同志会及び東亜連盟協会の意味す)	1939.10.8 東亜連盟協会結成、1942.9.29 解散、東亜連盟同志会に
1946.2.25	東亜新秩序研究会	
同	東亜思想戦研究所	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	東方同志会	1942.5.23 東方会が思想結社に改組、1943.10.21 検挙、1944.3 結社禁止
1946.2.25	東方会(振東社を含む)	1936.3.16 結成、1940.10.22 解散、1941.3.7 東方会に
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	東光会	
1946.12.14 厚生連 輸内務省令	東京労働自治連合会	大日本産業報国会、大日本労務報国会、海運報国会、 協調会の役職者転職阻止のため解散命令
1946.2.25	東京創生会	
同	東南亜細亜民族解放同盟	1941.1.24 結成
同	東天塾	
1948.2.10	統天塾	1934.1 結成
1946.2.25	東天会	
同	富山青年有志会	
同	津山勤皇まことむすび	
同	和気勤皇まことむすび	
同	大和倶楽部	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	やまとむすび(大日本党を含む)	1940.7.7 大日本党結成、1942.5.16 思想結社やまとむすびに改組
1946.2.25	八束勤皇まことむすび	
1948.8.19 政令	翼賛政治会	1942.5.20 結成、1945.3.30 解散
1946.2.25	米沢ひもろぎ塾	
同	雄姿塾	
1948.1.31	猶存社	1919.8.1 結成、1923.3 解散
1946.2.25	全日本国民特攻隊総本部	
1946.1.4 覚書、 1946.2.25	全日本青年倶楽部	
1946.12.6 内務省令	普通寺世話組合	
1947.11.24 内務省 令、1948.9.19 政令	(財)モーター普及会熊本支部	(財)機械化国防協会南九州支部譲渡財産に適用
同	熊本県自動車技術研究所	(財)モーター普及会熊本支部譲渡財産に適用
1948.3.19 法務庁令、 1948.9.19 政令	(財)海洋博物館	(財)海軍館譲渡財産に適用
1948.6.2	戦災者更生会	新鋭大衆党の支配下組織
同	浅草厚生寮	同
1948.7.7	桜会(小桜会を含む)	1937.2.21 結成

外国貿易特別円資金特別会計と解散団体収入金特別会計による解散団体財産処理

同	行地社	1924.4 行地会結成、1925.2.11 改称、1932.2 解散
同	天剣党	1927.7 規約配布、未結成
同	皇道真理会	
同	水戸学研究会	1940 平沼騏一郎、池田成彬暗殺計画発覚
1948.8.14	日本反共連盟大鶴青年部	1947.11.2 結成、1948.8.14 解散命令
同	東亜建設協会	
同	学徒至誠会	
同	大日本同志会	1938.9.1 結成、大日本防共同志会を改称
同	台湾南方協会	1941.7.6 大日本興亜同盟に加入
同	大和報国運動本部	
同	興亜青年運動本部	1941.7.6 大日本興亜同盟に加入
同	朝鮮民主国防義勇団	韓国国軍従軍を目的とした軍事訓練で解散命令
1949.9.8	在日本朝鮮人連盟	1945.10.15 結成、1949.9.8 解散
1949.8.8 政令	(勲)軍人会館	
1949.10.17 政令	中央産業(株)	1919.10 設立、本店東京
1950.9.14 政令	恩賜財団軍人援護会	1938.11.5 設立、1946.3.13 (勲)恩賜財団同胞援護に統合

注1：朝鮮民主国防義勇団まで 1948.8.30 告示指定順。

注2：結社禁止指定日付の年月日のみは内務省・総理庁・法務庁・法務府各告示日。

注3：政党・政治・思想運動組織・翼賛団体は結成と表記した。

注4：井上日召・三木卓ほかが 1941.7.2 結成したひもろぎ塾が各地に開設したが、ひもろぎ塾が指定されていない理由不明。

注5：各地の勤皇まことむすびは 1930.3.20 結成の勤皇まことむすびの地方組織。

出所：司法省刑事局思想部 [1936]、(勲)同仁会 [1942]、公安調査庁 [1964a]、[1964b]、[1965]、[1967]、赤木 [1990]、増田 [1996]、[1998]、堀 [2006]。

表2 解散団体財産内訳

単位：千円

	合計	官公庁使用中	農業用財産
土地	11,330	1,196	210
建物	40,522	10,871	3,103
動産	14,997	3,525	1,032
資金	88,361	-	-
有価証券	4,987	-	-
合計	160,198	15,593	4,376
債務	36,914	-	-

出所：「解散団体財産一覧表」1948年5月と推定（旧大蔵省資料 Z511-331）、「解散団体財産（資金・有価証券）及び債務一覧表」1948年5月と推定（旧大蔵省資料 Z511-331）。

ていた。その合計評価額 906 百万円、建物 760 百万円、土地 76 百万円、動産 67 百万円と試算し、これが後述の予算編成の根拠となる。次に個別解散団体の財産の規模を考察しよう。解散団体の事業所数が多い団体ほど事業所の土地建物を保有し、動産を所有している場合が多い。事業所数で比べると（表4）、最も多いのが大日本労務報国会 1,037 所、ついで大日本産業報国会 966 所、大政翼賛会 846 所、翼賛壮年団 813 所、大日本青少年団 804 所、大日本婦人会 796 所と続いた。敗戦直前にこれらは組織としては解散していたが、その事業所は実物資産として残っており、その財産が政府所属に切り替えられた。そのほか伝統ある偕行社（1877年2月15日設立、1924年財団法人化、1945年解散）・水交社（1876年3月21日設立、財団法人化、1945年解散）は合計 89 所、大日本武徳会は 799 所である。残りがその他 1 とその他 2 に分けられているが、その団体分類は不詳

表3 解散団体売却財産推算表

単位：件、坪、千円			
財産分類等	財産種類	件数・面積・金額	
所有財産現在高	土地	件数	131
		面積	344,584
	建物	件数	1,230
		面積	75,745
	動産	金額	492
有価証券	金額	4,987	
官庁使用財産	土地	件数	50
		面積	22,094
	建物	件数	206
		面積	15,296
	動産	金額	78
農業用財産	土地	面積	156,238
	建物	面積	4,968
	動産	金額	51
残余財産	土地	面積	166,271
	建物	面積	55,480
	動産	金額	362
	有価証券	金額	4,987
回収予定	土地	面積	90,000
	建物	面積	40,000
	動産	金額	88
確実なもの	土地	面積	68,651
	建物	面積	29,108
	動産	金額	16
その他	土地	面積	21,349
	建物	面積	10,892
	動産	金額	71
売却推算	土地	面積	256,000
	建物	面積	95,000
	動産	金額	450
	有価証券	金額	5,000
評価額	土地	評価額	76,800
	建物	評価額	760,000
	動産	評価額	67,500
	有価証券	評価額	2,500
総計		評価額	906,800

注1：評価額算定基礎は、土地坪当300円、建物坪8,000円、動産1件150円、有価証券は額面の半額。

注2：有価証券の回収予定額は推算困難とし記載なし。

出所：「解散団体売却財産推算表」1948年5月と推定（旧大蔵省資料 Z511-331）

表4 解散団体事業所数

解散団体	事業所数
大政翼賛会	846
翼賛壮年団	813
大日本婦人会	796
大日本青少年団	804
大日本産業報国会	966
大日本労務報国会	1,037
商業報国会	569
農業報国連盟・日本海運報国団・財機械	201
化国防協会	
大日本政治会	30
偕行社・水交社	89
農事振興会	80
「協同労働会」	335
財大日本武徳会	799
財協助会	1,037
その他1	164
その他2	504
合計	9,070

注1：その他1、その他2の内訳不詳。

注2：「協同労働会」は神奈川労務協働会あるいは財労務協会が該当するようである。

出所：「解散団体数一覧表」1948年5月1日現在（旧大蔵省資料 Z511-311）。

である。1948年5月頃にはほぼ財産処分が進んでいた偕行社・水交社・海仁会の一括した処分が判明する（表5）。処分合計3,766千円、解散団体財産合計の2.3%に当り、解散団体財産の中では高額資産といえよう。この時点で未処分財産が残っている可能性がある。北海道護国神社ほかに934千円を処分した。これが最多額である。豊橋市農業会ほか507千円、青森県440千円と続いた。単体で最も資産額が多かったのが大日本産業報国会であったのかもしれない。同会の処分財産

表5 海仁会・偕行社・水交社処分財産

単位：円

	土地	建物	動産	現金	有価証券	合計	処分先
北海道	-	740,587	173,750	20,638	-	934,975	北海道護国神社・北辰光唱会
青森	68,932	371,760	-	-	-	440,692	
宮城	-	1,800	-	-	-	1,800	鈴木弘躬
東京	100,000	-	109,992	-	-	209,992	
富山	-	-	-	4,075	-	4,075	遺家族援護会
石川	-	-	-	17,996	-	17,996	石川成長会
岐阜	28,540	-	-	16,333	-	44,873	岐阜県商工経済会
愛知	-	329,550	178,033	-	-	507,583	豊橋市農業会
京都	-	180,928	92,670	-	-	273,598	叻京都民生協会
大阪	-	-	20,261	-	-	20,261	
鳥取	-	-	11,365	-	-	11,365	
岡山	-	140,000	-	-	-	140,000	
広島	174,062	-	212,732	-	-	386,794	叻広揚会
福岡	19,000	79,537	123,585	-	-	222,122	
熊本	65,736	407,000	6,700	-	-	479,436	
宮崎	70,000	-	-	-	-	70,000	
合計	526,320	2,251,462	929,091	59,044	490	3,766,407	

出所：「解散団体財産処分調（海仁会・偕行社・水交社関係）」1948年と推定（旧大蔵省資料 Z511-331）。

合計 8,119 千円であり、解散団体財産合計の 4.2% となっている（表 6）。同様に同会にも未処分財産が残っている可能性がある。処分先として東京の 3,573 千円が多額で、日本勤労栄養学校・日本協同組合同盟・日本科学研究所に処分した。ついで大阪 893 千円で、産報組合財産処理委員会に処分した。3 位は京都 728 千円で京都産業厚生会館に処分した。以下、広島の 678 千円等と続いた。地域の労働組織か行政組織の労働所管部門への処分が多い。これら処分先組織・機関の存在を傍証できていない。

3. 外国貿易特別円資金特別会計の歳入歳出

「外国貿易特別円資金特別会計法」は制定されたが、特別会計の設置は遅れた。先述の解散団体の財産状況を把握していたため、大蔵省はその財産状況から外国貿易特別円資金特別会計の歳入見積を行った（表 7）。解散団体財産売却代金 906 百万円とし、表 3 の評価額総計を採用している。接收資金 90 百万円は先述の日本銀行連合国総司令部勘定 90,169 千円を丸めた数値である。そのほか財産収入・雑収入を見込み、合計 1,003 百万円とした。他方、歳出では支払債務 36 百万円が発生するとし、表 2 の債務額を採用した。そのほかの回収に伴い発生する新規債務等 54 百万円を見込んだ。歳出合計 90 百万円と見積り、債務償還後の歳入見込 912 百万円と試算した。

1948 年 11 月 29 日に特別会計補正予算案が第 3 回国会に提案されたが、11 月 30 日に会期終了となり審議未了となった。そのため同年 12 月 1 日に第 4 回国会に提案し、同年 12 月 22 日に議決を見て成立した（特第 2 号）（大蔵省財政史室 [1978] 155-156 頁）。成立した歳入予算は財産売却収入を 680 百万円に抑え、接收資金収入 90 百万円はほぼ変わらなかった。そのほか財産管理収入と雑収入を見込み合計 775 百万円とした。歳出では解散団体債務償還 68 百万円とし、既存債務償還

表6 大日本産業報国会財産処分

単位：円

地域	土地	建物	動産	現金	合計	処分先
北海道	3,271	260,463	34,232	5,200	303,166	北海道労働協会
宮城	-	-	2,100	-	2,100	宮城県労政課
山形	-	-	-	7,852	7,852	山形県勤労課
栃木	25,000	24,000	-	56,247	105,247	栃木県労働組合協議会
群馬	-	-	-	38,682	38,682	労働協会
東京	275,000	514,512	2,690,836	93,473	3,573,821	日本勤労栄養学校・日本協同組合同盟・日本科学研究所
神奈川	-	35,000	-	-	35,000	結核予防会
新潟	-	190,000	23,247	-	213,247	労働会館
富山	-	-	-	41,017	41,017	物資配給協議会・労働組合連合会
石川	-	-	-	41,017	41,017	同
福井	-	-	-	15,000	15,000	福井県労働委員会
長野	-	-	8,179	-	8,179	長野県
岐阜	-	-	978	-	978	生産者協同組合連合会
愛知	50,000	113,000	-	217,428	380,428	産業労働会館・産業会館
京都	65,500	279,500	150,985	232,832	728,817	京都産業厚生会館
大阪	163,774	730,006	-	-	893,780	産報組合財産処理委員会
奈良	-	-	-	3,260	3,260	戦災後援会支部
鳥取	15,000	45,000	6,830	-	66,830	鳥取県勤労会館
岡山	-	-	3,448	39,241	42,689	勤労者協同消費組合
広島	-	-	-	678,231	678,231	労働文化協会戦災児育成会
山口	39,435	195,322	5,021	182,226	422,004	労働組合総同盟
愛媛	-	-	20,362	-	20,362	結核予防協会支部
高知	-	88,000	-	-	88,000	高松市・松岡松喜
福岡	-	-	9,810	-	9,810	西日本鉄道㈱
熊本	8,592	10,172	-	-	18,764	労働組合連合会
宮崎	8,675	217,500	119,100	100,000	445,275	産業厚生会館
合計	654,247	2,652,515	3,075,134	1,737,491	8,119,387	

注：建物と現金で合計が合致しない。

出所：「解散団体財産処分調（産業報国会ノ部）」1948年と推定（旧大蔵省資料 Z511-331）。

を27百万円に抑え、物件回収による新規債務40百万円としやはり抑えていた。これにより貿易資金への706百万円の繰入を計上した。ところが決算では接收資金収入はほぼ予算どおりであったが、財産売却収入が予算を大幅に下回る6,169千円に止まった。これは解散団体売却事務の発足が遅延したためと説明されている¹⁵⁾。1948年9月4日政令「解散団体財産売却理事会令」が公布され、解散団体財産売却理事会が設立された（理事長坂野千里）。同理事会には事務局長1名を含み62名が配置され（うち専任54名）、総務課、会計課、調査課及び売却課に分かれ、地法にはブロック別に回収担当者を配置した¹⁶⁾。その結果、歳入歳出差引104,151千円は翌年度歳入に繰り入れて決算を結了した¹⁷⁾。特別会計設置初年度から見込みを大幅に下回る事態となった。

1949年度予算よりジョセフ・ドッジ特使の方針に沿った超均衡予算が編成され、1948年度までのインフレ体質を抱え込んだ補助金交付、援助物資の廉価販売といった体制は維持できなくなり、1ドル=360円の固定相場制の採用による新たな貿易体系に移行し、日本の国内物価は公定為替相場を介して国際物価との連動制を回復し、併せて貿易資金特別会計は廃止された。同特別会計に代わり1949年4月に政府の国家貿易を所管する貿易特別会計が設置され、同特別会計の援助輸入に

表7 解散団体財産管理及び処分等による歳入見積表

単位：千円	
処分財産	金額
財産売却代金	906,800
土地	76,800
建物	760,000
動産	67,500
有価証券	2,500
財産収入	1,440
接收資金	90,000
雑収入	5,000
合計	1,003,240
支払債務概算	
解散団体債務（調査済のもの）	36,915
回収により発生する債務等	54,030
建物関係	48,000
土地関係	4,050
動産関係	1,980
合計	90,945
債務償還後歳入見込	912,295

注：イタリックは細目数値で合計に含まず。

出所：「解散団体の財産の管理及び処分等による歳入見積表」1948年と推定（旧大蔵省資料 Z511-331）。

よる対市中売却代金全額を同時に新設された米国対日援助見返資金特別会計に繰り入れ、その歳出について個別にドッジの承認を得るものとされた¹⁸⁾。この大幅な制度改正で外国貿易特別円資金特別会計が法律で定めた繰入先が消滅した。前年度に貿易資金特別会計に繰り入れることができなかったため、資金はそのまま残っていた。1949年度でも「外国貿易特別円資金特別会計法」は繰入先を貿易特別会計や米国対日援助見返資金特別会計に改める改正はされなかった。そのため1949年度予算では歳出に解散団体財産処分収入を特定会計に繰り入れる予算編成はなされなかった。すなわち暫定的に解散団体財産処分収入等を外国貿易特別円資金に繰り入れておくだけという意義しかない。

1949年度予算では、歳入は財産売却収入233百万円、管理収入及び雑収入4百万円、前年度繰越金受入100百万円、合計338百万円とした。不動産・動産の売却収入は、現在高の3分の2を本年度に売却するとしたが、売却代金は4年以内の延納が認められたため、現在高評価額の4分の1を想定し、有価証券は本年度で総てを売却するものと想定した¹⁹⁾。歳出では解散団体債務償還金84百万円、予備費253百万円を計上しているだけであり、貿易資金特別会計廃止に対応し、繰入先の会計はない。なお特別会計の解散団体財産管理及び処分に関する人件費・事務費は一般会計が負担しており²⁰⁾、1948年度も同様である。

1949年度中に「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」は1949年4月4日に全部改正され「団体等規制令」に改められた。それに伴い「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」の規定する解散団体とは「団体等規制令」により解散させた団体となる。「団体等規制令」は政治結社の結成禁止措置のみならず、組織暴力団体の規制も可能とした。その結果、1949年3

月10日告示で瀬戸一家(通称川島一家)、藤田組(通称関根一家)が、4月2日告示で北原組(高松市所在)、太政官香川県支部、久留米露天商組合(通称原口一家)が指定され、以後も各地の暴力団が解散指定を受けた。

さらに同年9月9日8日法務府告示により在日本朝鮮人連盟(1945年10月15日結成)、在日本朝鮮民主青年同盟(1947年3月6日結成)、在日本大韓民国居留民団宮城県本部、大韓民国青年同盟塩釜本部の4団体に解散命令が出された。連合国総司令部に暴力的に反抗し、また暴力主義的方法を是認する傾向を助長したとして、「団体等規制令」の適用対象とされた。在日本朝鮮人連盟のみ同日告示で指定された所有するビル財産について「解散団体の財産の管理及び処分等の政令」に基づき、政府に帰属すると決定がなされた。ほかの3団体に対する財産の政府帰属の告示は見当たらない²¹⁾。これにより1948年8月14日以降、追加の財産没収案件が発生した。

1949年度決算ではやはり財産売却収入が94百万円に止まった。そのほか前年度繰越受入104百万円と財産管理収入と雑収入が計上されていた。歳出では解散団体既存債務償還金27百万円と物件回収により生ずる償還金1百万円のみであり、184,836千円の残余を生じた。「解散団体収入金特別会計法」附則で外国貿易特別円資金特別会計は1949年度限りで廃止され、廃止の際に外国貿易特別円資金に属する現金及び同特別会計に属する権利義務は解散団体財産収入金特別会計に帰属させて決算を結了した²²⁾。

第3節 解散団体収入金特別会計の設置と運用

1. 解散団体収入金特別会計の設置

貿易資金特別会計はすでに廃止されているため、外国貿易特別円資金特別会計の資金の繰り入れ先は設置法の改正がなされないため規定されず、そのため1950年3月31日に「解散団体収入金特別会計法」で解散団体収入金特別会計を設置した。同法律の提案理由説明によれば、外国貿易特別円資金特別会計の経理方法を改め、国庫に帰属した解散団体の現金及び収入金は、債務の支払及び政令で定める経費に充てるほかは一般会計に繰り入れることにした関係上、その経理の方法が根本的に変わるため、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに解散団体収入金特別会計を設置するのだと説明していた²³⁾。一般会計への繰入の変更は、債務超過で資金繰りが困難に陥っていた貿易資金が廃止されたため、解散団体財産処分収入を一般会計の均衡予算を実現するための他会計からの繰入として一般会計の資金繰りを緩和することが期待された。

「解散団体収入金特別会計法」によれば「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」に基づき国庫に帰属した財産の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理する(第1条)、法務総裁が管理する(第2条)、政令第3条の規定する承認債務はこの会計の所属とする(第3条)、国庫帰属財産、国庫帰属した現金以外の財産の管理処分収入及び附属雑収入を歳入とし、承認債務の償還金、一般会計への繰入金及び政令で定める経費を歳出とする(第4条)。収入済額から支出済額と第9条の歳出の繰越金を控除した残額を当該年度の一般会計の歳入に繰り入れる(第8条)。承認

表 8 外国貿易特別円資金特別会計・解散団体財産収入金特別会計歳入歳出予算決算

単位：千円

	外国貿易特別円資金特別会計				解散団体収入金特別会計					
	1948年度		1949年度		1950年度		1951年度		1952年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
(歳入)										
財産売却収入	680,100	6,169	233,980	94,720	326,350	177,975	208,334	239,419	301,998	161,314
財産管理収入	1,080	2,945	960	10,002	3,600	9,571	2,400	1,664	600	295
雑収入	3,750	5,590	3,330	4,617	4,800	7,414	3,600	1,211	1,200	1,814
接收資金収入	90,160	91,270	-	-	-	-	-	-	-	-
外国貿易特別円資金 特別会計残金受入	-	-	-	-	166,000	184,836	-	-	-	-
前年度繰越金受入	-	-	100,000	104,151	-	-	-	80,661	-	-
合計	775,090	105,976	338,270	213,491	500,750	379,798	208,334	322,957	303,987	163,424
(歳出)										
解散団体債務償還	68,209	1,825	84,481	28,654	210,500	8,886	65,000	7,019	12,000	334
既存債務償還金	27,687	1,683	84,481	27,407	210,500	-	-	-	-	-
物件回収より生ずる 債務償還金	40,522	142	-	1,247	-	-	-	-	-	-
朝鮮人奨学会交付金	-	-	-	-	-	-	4,834	-	-	-
朝鮮人福利厚生事業 交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	-
貿易資金へ繰り入	706,881	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般会計へ繰入	-	-	-	-	290,250	290,250	138,500	315,937	266,798	163,089
諸払戻金	-	-	-	-	-	-	-	-	15,000	-
予備費	-	-	253,789	-	-	-	-	-	-	-
合計	775,090	1,825	338,270	28,654	500,750	299,136	208,334	322,957	303,798	163,424

注：イタリックは細目数値で合計に含まず。

出所：『特別会計予算書』、『特別会計決算書』各年版。

債務の償還金の支出残額のうち当該年度に償還されなかった債務相当額及び第4条の支払義務の生じた経費は翌年度に繰り越して使用できる（第9条）。1950年度に限り第8条の規定する繰入額が歳出予算額を超過するときはその超過額を翌年度の歳入に繰り入れる（附則第2項）。「外国貿易特別円資金特別会計法」を廃止する（附則第3項）。同特別会計廃止の際の外国貿易特別円資金に属する現金及び債権債務は解散団体収入金特別会計が承継する（附則第3項）。1949年度に解散団体債務償還金にかかる歳出予算で支出済にならなかった金額はこの会計に繰り越して支出できる（附則第4項）。これらの条文の規定により外国貿易特別円資金特別会計の役割と資産負債も承継した。

2. 解散団体収入金特別会計の歳入歳出

解散団体収入金特別会計に切り換えられる直前の解散団体財産の状況は、1950年2月末で土地国庫帰属土地 305,602 坪、未処分 134,690 坪、同建物 76,634 坪、未処分 59,020 坪、土地建物処分額 64,309 千円であり（表 8）、1948年5月頃の試算よりも国庫帰属の土地面積は減少し、建物は増大していた。この数値のほうが1948年5月頃試算よりも現実に近い数値である。土地の過半を処分済であったが、建物の処分は進んでいなかった。動産の処分はほぼ終わっていたが、処分して現金化した14百万円は当初の動産評価額67百万円を大きく下回る金額であり、残る動産を処分して

表9 解散団体財産処分(1940年2月末現在)

財産・債務	国庫帰属財産	単位：坪、千円		
		1950.2末 現在処分済	処分	未処分財産
土地	305,602坪	121,678坪 49,234坪	所管換 売却	134,690坪
建物	76,634坪	6,404坪 20,214坪	所管換 売却	59,020坪
土地建物処分額		64,309千円		
動産	15,000千円	14,390千円	現金化	609千円
有価証券	4,076千円	2,356千円	現金化	1,720千円
現金及び預貯金	100,298千円		現金化	
承認債務	3,0521千円	29,516千円	償還	1,004千円

注：有価証券にはほかに現金化不可能の在外資産関係1308千円があり、そのまま保有。
出所：『国の予算—構造と背景』1950年度予算、662頁。

もその数値に届くことは難しいはずである。土地物処分合計64百万円に止まっており、建物処分の遅延が反映していた。

以上のように未処分の解散団体財産が残っていたが、この処分を任された解散団体収入金特別会計の1950年度予算は、歳入では財産売却収入326百万円を計上し、そのほか財産管理収入3百万円と雑収入4百万円のほか廃止された外国貿易特別円資金特別会計残金受入166百万円を計上した。管理収入は財産管理に伴う家賃及び地代等収入である²⁴⁾。歳出では既存債務償還金210百万円、一般会計への繰入290百万円を計上していた。この一般会計繰入290百万円が先述の第8条が規定した当該年度一般会計への繰入である。

1950年度も「団体等規制令」による結社の解散は続いた。6月20日に新日本青年党(1946年8月結成)が、また8月25日には新日本義人党(1946年2月結成)が指定され、同日組織の幹部は公職追放された。両党の実態は暴力団といわれる²⁵⁾。ただし傘下に2組織を抱えていた新鋭大衆党と異なり財産没収の指定はされなかった。他方、連合国総司令部は日本共産党の活動を封殺する方針を表明し、同年5月3日に同党の非合法化を示唆した。6月27日に朝鮮戦争が勃発したことで連合国総司令部は韓国防衛に突き進むため、さらに反共路線へと軸足を動かし、それを受けて「団体等規制令」により法務府は7月21日に日本共産党東京都新宿区委員会、日本共産党大日本印刷細胞、8月25日に日本共産党東宝撮影所細胞、8月30日に全国労働組合連絡協議会(1947年3月10日結成)を指定し、組織の解散を命じた。ただし解散命令を受けたこれらの組織の財産を政府に帰属させるとの告示を行わなかった。そのため新たな政府に帰属する解散団体財産は生まれなかった。なお同年7月2日「解散団体財産収入金特別会計施行令の一部を改正する政令」により、第4条で規定する経費として、①法務総裁の指定する福利厚生事業を行う者に対する補助金、②特別会計設置法第3条の規定する国庫に帰属した財産の管理処分にかかる収入金その他この会計の収入金に係る償還金とした。前者は日本朝鮮人連盟財産の還元策として後述の朝鮮人奨学会交付金に充当することを目的としていた。

1950年度決算では歳入は財産売却収入が減少した理由として旧軍人援護会(1938年11月設立)

の財産が本特別会計の収入にならなかったことにある²⁶⁾。他方、外国貿易特別円資金特別会計残金受入が184百万円となった。債務償還が少なかったことによる。歳出では債務償換が8百万円に止まり、201百万円の不要額を発生した。解散団体に対する債権者の申し立て件数は多かったが、調査の結果、不承認となり償還不要となったものが多かったためである²⁷⁾。

1951年度予算は歳入では財産売却収入202百万円、財産管理収入6百万円、前年度繰越金受入80百万円、合計208百万円を計上した。歳出では解散団体債務償還金65百万円、朝鮮人奨学会交付金4,834千円、一般会計繰入138百万円、合計208百万円を計上した。朝鮮人奨学会交付金は法務総裁が連合国総司令部民間財産管理局の承認を得て行う措置に要する経費である。解散団体が在日朝鮮人連盟の財産売却等収入金からこれに伴う債務を差し引いた残額を朝鮮人奨学会に交付するものとして予算計上した²⁸⁾。

1951年度でも「団体等規制令」により6月26日以降、3回の告示で10団体の解散を命令した。1946年2月以降、累計276団体との集計がある²⁹⁾。財産没収団体解散団体は193団体であり、1948年8月以降の解散団体62団体から在日朝鮮人連盟を除外した60団体を合計しても253団体にしかならない。財産没収とならなかった再結社禁止団体が20団体以上存在しているはずである。

1951年11月30日に成立した特別会計補正予算(特第1号)により解散団体収入金特別会計は80百万円の増額補正を見て、予算総額は322百万円に増大していた。

1951年度決算は歳入では財産売却収入239百万円に増大した。他方、使用許可中の解散団体所属財産の売却が概ね完了したため使用料収入が減少し、接収回収金も小額となったため、財産収入は減少した。朝鮮人福利厚生事業交付金は支出皆無となったが、「諸般の状況から支出しなかった」との説明があるが交付金受給を拒否したのが実態のようである。一般会計に315百万円を繰り入れて決算を結了した³⁰⁾。

1952年度予算は、歳入では301百万円の財産売却収入を計上し、ほかには財産管理収入600千円、雑収入1,200千円で、合計303百万円であった。財産処分収入が前年度予算より増大したのは、1941年度以前に分納を認めた売却代金の1952年度分の収入229,494千円のほか、新たに土地14,678坪、建物13,253坪、動産20,425件等の売却を行い、国庫に帰属した財産の早急な処分を図るためである。他方、歳出は解散団体債務償還12百万円、朝鮮人福利厚生事業交付金10百万円、一般会計繰入266百万円、払戻金16百万円という構成であった。朝鮮人福利厚生事業交付金は前年度に続き計上したが、旧在日朝鮮人連盟の財産処分の純益金は約60百万円と見込まれ、そのうちの50百万円を計上したため、残額10百万円を1952年度に計上したものである。諸支出金15百万円は契約解除及び誤納等による払戻のための必要な経費である³¹⁾。

予算執行開始後の4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効し、日米安全保障条約も併せて発効したことで日本が占領体制から解放されるため、公職追放解除が急速に進展した。1952年7月21日に「破壊活動防止法」が制定され、同法により「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」、「解散団体財産売却理事会令」及び「団体等規制令」は廃止され、同日に同法を所管する

公安調査庁が法務府の外局として設置され、特別審査局が廃止され同局業務を公安調査庁が所管した。その直後の同年8月1日に法務省設置で法務府は廃止され業務が移管された(内閣官房[1976])。ただし解散団体収入金特別会計法は実態法令が廃止されても年度末まで存続した。1952年3月28日「解散団体収入金特別会計法を廃止する法律」により3月31日に廃止され、残余資産負債は一般会計に承継された。

1952年度決算では、歳入の財産処分収入金は161百万円に減少した。売却を予定した財産を売却できなかったためである。解散団体財産管理収入が295千円に減少したのは、財産の売却が大部分完了したため使用料収入が減少したためである。雑収入1,814千円に増大したのは解散団体所属現金預金の接収と回収等が多かったためである。朝鮮人福利厚生事業も支出皆無となった。これも前年度と同様の理由が付されている。一般会計繰入が163百万円に減少したのは売却予定した財産が売れ残り、売却収入が少なかったためである。一般会計に特別会計の残金を全額繰り入れて決算を結了した³²⁾。

おわりに

日本敗戦により連合軍司令部の指令を受けて旧体制の軍人・指導者・言論人等の公職追放がなされたが、それと平行して「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」により解散団体を指名することにより超国家主義団体等の解散・再結社禁止措置を行った。これに該当したのは玄洋社、黒龍会、大日本生産党ほかであり、この措置とともに連合軍司令部は現金預金を接収していた。1948年8月政令で解散団体財産の政府帰属が行われ、財産処分に着手した。この時点で所有財産の政府帰属として告示された解散団体は192となった。政令で大日本翼賛会、翼賛壮年団、大日本婦人会、大日本労務報国会、大日本産業報国会等の官製結社も解散団体財産処分に該当させられたことで財産没収団体は増大した。しかも事業所の多いこれら翼賛団体は所有資産も多く、その処理額は増大した。この解散団体財産を処分することで収支が悪化していた貿易資金を資金的に支援する目的で外国貿易特別円資金特別会計が設置された。解散団体の財産の管理処分の政令を実態法令として、解散団体財産処分収入を主たる歳入とし解散団体承継債務を処理した残りを貿易資金に繰り入れるはずであったが、財産処分が遅滞し歳入が乏しく実現しなかった。その後も超国家主義団体の解散指定は続いたが、財産を政府に帰属させることはなかった。1949年4月に「団体等規制令」に改められると暴力団組織も指定の対象となり、各地の組織が解散を命じられたが、財産没収は行われなかった。1949年度よりドッジ・プランによる財政・金融政策の大転換が行われる中で、貿易資金特別会計は廃止された。ところが外国貿易特別円資金特別会計は廃止されず、繰入先が消滅したまま解散団体財産処理を続けた。1950年度に解散団体収入金特別会計に改組し、一般会計に繰り入れる体制に切り替えた。在日本朝鮮人連盟を解散団体に指定すると、同連盟所属財産を国に帰属させた。1952年7月に「破壊活動防止法」公布で新たな体制に移り、特別会計の実態法令が廃止されたが、解散団体収入金特別会計は年度末まで存続し、残余財産を一般会計に移

して廃止となった。

超国家主義団体に対する連合国総司令部の懲罰としての財産接収がなされたが、官製動員組織まで財産没収の範囲を広げることで処分収入の増大を図った。それにより多額債務超過で運営されていた貿易資金への資金支援を期待した。ただし財産処分が遅れ、繰入が実現しなかったことで当初の目的は失敗した。次にドッジ・プランの実施の中で緊縮財政の一般会計への繰入れにより歳入増大に貢献させるとして、方針を変更した。一般会計への繰入はなされたが、巨額なものではなかった。全国的に大規模組織を抱える超国家主義団体は実質的には存在しないといっても良い。特別会計の歳入を上積みするため官製動員組織、偕行社、水交社等を追加した。結局、官製動員組織や政府の支援を受けた財団法人組織の処分財産が中心になったといえよう。ドッジ・プランのなかで超均衡財政が編成されるため、一般会計への繰入はいくらかでも同会計の歳入不足を緩和する効果を持った。ただし一般会計歳入規模から比べると、例えば1950年度664,576百万円の一般会計歳入予算に対し（大蔵省財政史室 [1978] 164頁）、同年度繰入額290百万円は0.04%に過ぎない微額に止まった。この程度の規模でしかない特別会計設置時点で大蔵省は試算していたはずである。1949年度からドッジ・プランによるデフレインパクトが強まるまでにインフレが進行していた。金額は乏しくとも財産の減価が進む前に、外国貿易特別円資金をできるだけ早期に他会計に繰り入れることで、さらに政府財政に貢献できたはずである。国に帰属させた財産の最終処理の実施は避けて通れず、競売に付して処分し、一般会計がそのまま歳入に計上することも可能であったが、手続きの妥当性・透明性を確保し、併せて財政収支全体の中での資金繰りにいくらかでも貢献させるため、このような制度を構築して処分したものといえよう。

残念ながら本稿でも多くの未解明の事象が残っている。多数の解散団体の設立年月が不詳のまま残されており、不備は免れない。連合国総司令部と日本政府の政策における位置づけについても、再検討の余地がある。そのほか公職追放との連動した政策の展開として位置づけるべきであるが、紙幅の関係でそれを十分に主張できていない。これらの不備は今後の研究で解明されよう。

注

- 1) 極東軍事法廷については粟谷 [1989] 参照。
- 2) 財閥解体については事業史の持株会社整理委員会 [1951] 参照。財閥解体のまとまった解説としては大蔵省財政史室 [1981b] 参照。
- 3) 閉鎖機関処理については事業史の閉鎖機関整理委員会 [1954] 参照。その後の時期も含めた解説は大蔵省財政史室 [1984]、[1995] 参照。
- 4) 細貝 [1980] がある。ただしこの論文では論題と展開する説明から「戦犯」所有財産も没収し、自作農創設特別措置特別会計に繰り入れるかの記述となっているが、戦犯指名個人財産没収の法的裏づけとその事実関係は説明されていない。
- 5) 本論文は公職追放を論ずるものではないが、連合国総司令部は解散団体指定は公職追放と一括で施策として採用したため、その意義付けを確認しておきたい。
- 6) 『朝日新聞』1946年2月25日。
- 7) 秦 [1981] 331-332頁。業務は大霞会 [1971] 参照。内務省調査局は内閣官房 [1976] の内務省機構に見当たらない。
- 8) 連合国総司令部「解散団体所属財産の処分に関する件」1943年3月1日（旧大蔵省資料 Z511-331）で覚書発出を記載。
- 9) 旧大蔵省資料 Z511-331。この典拠では「連合国総司令部民間資産管理部」と記されているが、SCAP, Office

- of Property Custodian の定訳語の連合国総司令部民間財産管理局に改めた。
- 10) 大蔵省財政史室 [1983]、[1999]、通商産業省 [1990]。
 - 11) 「外国貿易特別円資金特別会計法案提出の理由」旧大蔵省資料 Z511-331)。
 - 12) 大蔵省財政史室 [1984] 151 頁は 1948 年 8 月 3 設置とするが、法律施行日は「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」公布日の 8 月 19 日改正された。
 - 13) 日本天狗党と国本社については堀 [2006] 219-220, 485 頁。戦災救済会の解散団体指定は主催者が恐喝横領で逮捕・起訴されたことによる(『第 5 回国会参議院法務委員会議事録』第 5 号、1949 年 4 月 19 日)。
 - 14) 「解散団体財産(資金・有価証券)及び債務一覧表」1948 年 5 月と推定(旧大蔵省資料 Z511-331)。
 - 15) 「昭和 23 年度特別会計決算書」。「昭和二十三年度特別会計歳入歳出決定計算書」が正式表記となっているが短縮したうえで「二十三」を 23 に改める修正を施した。以下同様とする。
 - 16) 「職員録」1949 年 9 月 10 日現在、48-49 頁、「解散団体財産売却理事会事務局」の機構 1948 年推定(旧大蔵省資料 Z511-331)、「解散団体財産管理及び回収事務分掌表」1948 年と推定(旧大蔵省資料 Z511-331)。
 - 17) 前掲「昭和 23 年度特別会計決算書」。
 - 18) 貿易特別会計と米国対日援助見返資金特別会計の関係については大蔵省財政史室 [1983] 参照。
 - 19) 「国の予算—その構造と背景」1949 年度予算、171 頁。
 - 20) 同前、171 頁。
 - 21) 解散指定された在日本朝鮮人組織については呉 [2009] 参照。「国の予算—その構造と背景」1951 年度予算、487 頁では「解散団体朝鮮人連盟等の財産売却等収入金から」とあり、在日本朝鮮人連盟と同時に指定された他の解散団体の財産も国に帰属させたかの表現になっている。ほかの団体の財産帰属の告示を傍証できないため、「等」が不要と判断する。
 - 22) 「昭和 24 年度特別会計決算書」。
 - 23) 「第 7 回国会衆議院大蔵委員会」第 32 号、1950 年 3 月 14 日。
 - 24) 「国の予算—その構造と背景」1950 年度予算、663 頁。
 - 25) 新日本青年党と新日本義人党については堀 [2006] 299, 302 頁。
 - 26) 「昭和 25 年度特別会計決算書」。恩賜財団軍人援護会(1938 年 11 月 5 日設立)は恩賜財団戦災援護会(1945 年設立)と合併し、1946 年 3 月 13 日に財団法人恩賜財団同胞援護会の設立となった。軍人援護会は 1950 年 9 月 14 日団体財産処分政令改正で解散団体に指定されたが、合併改組のため所属財産没収が困難となった可能性がある。同様に財団法人軍人会館は 1949 年 9 月 8 日の団体財産処分政令改正で、また中央産業株式会社(1919 年 10 月設立、本店東京)は同年 10 月 17 日同政令改正で追加された。軍人会館は没収されたが、中央産業については不詳。中央産業設立年月は帝国興信所『帝国銀行会社要録』1943 年版によるが、本店所在地が異なるため別法人の可能性がある。
 - 27) 前掲「昭和 25 年度特別会計決算書」。
 - 28) 「国の予算—その構造と背景」1951 年度予算、486-487 頁。
 - 29) 同、1952 年度予算、593 頁。
 - 30) 「昭和 26 年度特別会計決算書」。
 - 31) 「国の予算—その構造と背景」1952 年度予算、594 頁。
 - 32) 「昭和 27 年度特別会計決算書」。

参照文献

- 赤木須留喜 [1990]: 『翼賛・翼壮・翼政: 近衛新体制と大政翼賛会』岩波書店
- 粟屋憲太郎 [1989]: 『東京裁判論』大月書店
- Baerwald, Hans [1977]: The purge of Japanese leaders under the occupation, Greenwood Press (袖井林二郎訳
『指導者追放: 占領下日本政治の一断面』勁草書房、1970 年)
- 朝同仁会 [1943]: 『同仁四十年史』
- 呉圭祥 [2009]: 『ドキュメント在日本朝鮮人連盟、1945～1949』岩波書店
- 秦郁彦編 [1981]: 『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会
- 堀幸雄 [1997]: 『戦前の国家主義運動史』三嶺書房
- 一 [2006]: 『最新右翼辞典』柏書房
- 細貝大次郎 [1980]: 『農地改革における解散団体・戦犯容疑者所有地の取扱について』(『拓殖大学論集』第 129・130 号)
- 金沢良雄 [1966]: 「団体等規制令および解散団体の財産の管理及び処分に関する政令ならびにそれらに基づく解散命令・財産接収処分と日本国憲法: この財産接収処分は公用徴収か」(『法学協会雑誌』第 83 巻第 4 号)
- 木下半治 [1971]: 『国家主義運動史』福村書店

- 公安調査庁 [1964a]:『戦前における右翼団体の状況』(1)
— [1964b]:同 (2)
— [1965]:同 (3)
— [1967]:同 (4)
- 増田弘 [1996]:『公職追放:三大ページの研究』東京大学出版会
— [1998]:『公職追放論』岩波書店
- 内閣官房 [1976]:『内閣及び総理府並びに各省庁機構一覧』
- 大蔵省財政史室 [1978]:『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻「統計」
— [1981a]:同、第17巻「資料(1)」東洋経済新報社
— [1981b]:同、第3巻「独占禁止」(三和良一執筆)
— [1983]:同、第13巻「金融(2)・見返資金・企業財務」(見返資金:柴田善雅執筆)
— [1984a]:同、第1巻「総説・賠償・終戦処理」(賠償終戦処理:原朗執筆)
— [1984b]:同、第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(歳出(2):江見康一ほか執筆)
— [1995]:『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」東洋経済新報社(特別会計:柴田善雅執筆)
- [1999]:同、第11巻「国際金融・対外関係事項(1)」(伊藤正直・浅井良夫執筆)
- 司法省刑事局思想部 [1933]:『国家主義乃至国家社会主義団体輯覧』
- 総理庁官房監査課 [1948]:『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会
- 大隈会内務省史編集委員会 [1971]:『内務省史』第3巻
- 辻清明編 [1966]:『資料戦後二十年史』1「政治」日本評論社
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会 [1990]:『戦後通商産業政策史』第1期戦後復興期(3)、第5章(安原洋子・西川博央・伊藤正直執筆)通商産業調査会